

4. 許認可等に関する事項

4-1 定款の変更

(1) 定款21条(議事録)の一部変更

現行定款では、「総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印する。」と規定しているが、出席理事全員から記名押印することで議事録原本の郵送、回付、回収及び棄損などで議事の経過の要領及びその結果の迅速な伝達に支障が予想されることから、4月19日の第1回理事会の議を経て、5月31日の第1回定時総会において「議長及び出席理事1名がこれに記名押印する。」に改めることの提案を行い、変更が承認・可決された。なお、出席理事1名の選定は、一人を限定することなく、総会出席の理事による輪番制とした。以上の手続きの後、23年6月28日に変更届出書を菅直人内閣総理大臣に届出し、6月28日に受付された。

(2) 定款第19条(書面による議決権行使)の削除

現行定款では、「総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に参入する。」と規定しているが、書面議決は総会の2週間前までに招集通知と議決権行使の参考となるべき書類及び議決権行使書面を交付し、期限内に議決権行使書面の提供が法律で規定されており、事前に議決権行使書面を準備できない役員を選任議決は19条に適合しないことから、定款19条を削除することが適切と判断し、第2回理事会の議を経て11月25日の第2回臨時総会において削除することの提案を行い、承認・可決された。なお、定款の他の条文番号を変えないで「19条(削除)」として変更した。以上の手続きの後、23年11月30日に変更届出書を野田佳彦内閣総理大臣に届出し、同年11月30日に受付された。

5. 規程の制定及び変更等に関する事項

5-1 規程の変更

(1) 理事会運営規則の一部変更

理事会の運営全般の取り扱いを法令及び定款に定めるもの以外に規定する規則について、旧社団法人の理事会から継続審議となっていた第1条の理事会の開催、招集者の規定について、4月19日の第1回理事会において、第1条第3項、第4項に「・・・理事又は監事・・・」として監事を加え変更した。また、第3条の招集者第1項を「理事会は会長が招集する。但し、第1条第3項により理事又は監事が招集する場合を除く」に、第2項を「会長は、第1条第4項に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時の理事会を招集しなければならない。」に変更した。

(2) 業務執行理事の職務規程の名称変更及び一部変更

現行の規程では、会長、副会長、常務理事を業務執行理事として表現しているが、定款22条第3項(「会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって業務執行理事とする。」)では、会長が含まれていないことから、「業務執行理事」の表現を使用せずに「業務を執行する理事」に改めることになり、規程の名称を「業務を執行する理事の職務規程」に改めるとともに、1条、2条、3条、5条、6条、7条の「業務執行理事」又は「業務執行の担当理事」の表現を「業務を執行する理事」に変更した。